

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	スポーツ施設課	228-7567	白鷺公園運動施設巡視等業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	8,729,600	R8.4.1	<p>本業務は、白鷺公園運動施設巡視等業務とあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。</p> <p>本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。</p> <p>就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。</p> <p>上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。</p> <p>また、本業務は、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。</p> <p>以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	
2	スポーツ施設課	228-7567	みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	23,797,992	R8.4.1	<p>本業務は、みなと堺グリーンひろば等除草・清掃等をあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。</p> <p>本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。</p> <p>就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。</p> <p>上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。</p> <p>また、本業務は、作業内容が比較的容易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。</p> <p>以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
3	文化課	228-7143	阪田三吉名人杯将棋大会運営 等業務	公益社団法人 日本将棋連盟	2,801,700	R8.4.21	<p>「阪田三吉名人杯将棋大会」は、堺出身の天才棋士・阪田三吉名人を顕彰し、地域文化及び都市イメージの向上を図ることを目的として、市政100周年を記念に、本格的な将棋大会として開催され、以降30年以上にわたり、公益社団法人日本将棋連盟の運営により、毎年開催されてきた歴史ある大会である。</p> <p>本大会は、開催当初より、上位者には公式の段級位を認定する棋力ごとのトーナメント戦やプロ棋士による指導対局を行っており、これらが大会の魅力の一つであり、今回も継続実施が必要である。</p> <p>運営に当たっては、各級(A～E級の5クラス)ごとに対戦を行い、各参加者はそれぞれの日本将棋連盟が認定する段位・級位に基づき、参加申し込みを行う。その際、公正な大会進行を実施するためには、各参加者が適正な申込をしているか、申し込まれた段級位が間違いないかを日本将棋連盟のみが保有するデータベースで突合した上で、対戦カードを作成する必要がある。</p> <p>対戦の結果、大会の上位者には段級位を認定するが、将棋界において、公式の段級位は日本将棋連盟のみが認定できるものであり、日本将棋連盟が作成した対戦カードに則り、連盟の選任した審判棋士及び運営スタッフの指揮のもと公平・公正な対局を行った大会でないと、日本将棋連盟としての段級位を認定することができない。</p> <p>上記の理由により、本大会の運営を行うためには、高度な将棋知識や、競技の公正な進行・審判という技術やノウハウが要求されていることに加え、段級位の認定を行うことができる団体は公益社団法人日本将棋連盟のみであるため、当該契約の相手方と随意契約を締結する。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	
4	学芸課	245-6201	堺市茶室運営及び維持管理業 務	公益社団法人 堺観光コンベンション協会	5,047,636	R8.4.1	<p>当該業務は堺市茶室条例(昭和55年条例第18号。以下「条例」という。)及び条例施行規則(平成20年規則第79号)に基づいて、登録有形文化財である伸庵と黄梅庵(以下「茶室」という。)の使用者への茶道に関する専門的な事項についての支援及び茶室の活用に係る適切な運営及び維持管理等を行うことにより、本市にゆかりある茶の湯茶道の維持及び振興を図り、市民の文化と教養の向上に資することを目的とする。当該目的を達成するためには、本市にゆかりある茶道についての専門知識に加えて、茶の湯文化振興のための発信力や誘客力が必要である。</p> <p>公益社団法人堺観光コンベンション協会は、本市出身の千利休が確立した茶の湯(茶道)を受け継ぐ千家流茶道(表千家、裏千家、武者小路千家)の各免許を保有する者が所属する唯一の団体である。また、当該団体は、堺市およびその周辺地域の観光に関する事業ならびにコンベンションに関する事業の振興をはかることにより、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であることから、発信力・誘客力にも優れ、当該団体と契約することが最も適している。</p> <p>仮に、本市にゆかりある茶道に関する専門知識や茶の湯文化振興のための発信力・誘客力を有しない者が本業務を履行すると、専門知識に基づく茶室運営・維持管理や適切な発信・誘客ができず、条例の設置目的及び業務目的を達成できない。</p> <p>以上のことから、本業務の目的を達成するためには、本市にゆかりある茶道についての専門知識並びに茶の湯文化振興のための発信力及び誘客力を有する公益社団法人堺観光コンベンション協会と契約することが最も適しており、当該相手方と随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	